

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 斎藤 有紀					
年 月 日	令和6年4月1日（月） 他				
表題	さいとう有紀公式サイト				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50%（後援会・政党支部へのリンク）				
内容	● 政策の紹介 ● 議会活動報告 ● 意見・要望募集				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー・ドメイン費用		8,244 円	サーバー・ドメイン料（R6.4～R6.12 月分）	2
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	23
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	33
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	45
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	56
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	68
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	78
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	90
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	101
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	112
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	124
	WEB サイト管理業務費用		16,500 円	WEB サイト管理業務費用	133
	※ 50% 充当 合計 189,744×50%=94,872 円				
備考	ホームページアドレス： https://saito-yuki.com/ 添付資料 WEB サイト管理業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

住所変更通知書

2024 年 6 月 吉日

奈良県議会議員 斎藤 有紀 様

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私の住所につきまして、下記の通り変更がございましたので、謹んでご通知申し上げます。今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてご通知申し上げます。

敬具

記

1. 新住所

[Redacted Address]

2. 旧住所

[Redacted Address]

3. 変更日

2024 年 6 月 7 日より有効

4. 連絡先

電話番号: [Redacted Phone Number]

Eメール: [Redacted Email Address]

[Redacted Signature]

WEBサイト管理業務委託契約書

さいとう有紀事務所（以下、「甲」とする）と■■■■■（以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対するWEBサイト管理業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

一、 甲は乙に対して、以下に定める業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。

- ①甲が指定する記事の作成及びWEBサイト上での公開
- ②甲が指定するページの作成
- ③その他、甲乙協議の上決定された業務

二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条（善管注意義務）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として16,500円（税込）支払うものとする。
- 二、 甲はサーバー・ドメイン料を乙に対し11,000円（税込）支払うものとする。（年1回）
- 三、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に毎月末に振込、または現金にて支払う。第二項のサーバー・ドメイン料を甲は乙が指定する金融機関の口座に契約月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条（秘密保持）

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（解約）

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これらの行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年 / 月 / 日

甲（委託者）

住所 奈良県五條市住ッ町220-1 エルツァ°SUGAWA A号室
氏名 さいとう有紀事務所 斎藤 有紀

乙（受託者）

住所
氏名

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

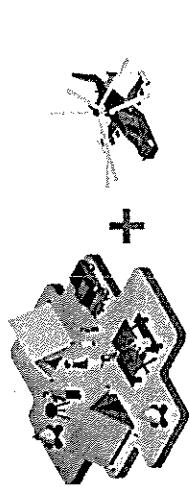
会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和6年4月3日（水）他				
表題と発行部数	「活動報告 vol.2024 SPRING」10,000 部発行				
対象者	五條市内				
配布方法	新聞折込 8,200 部 個別郵送 1,428 部 ポスティング 372 部				
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く 98.3%を充当する				
内容	●2月定例会一般質問における質疑 ●知事提案のメガソーラー案と従来案の比較 ●進むべき方向と今後				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作・印刷費	Graphic Planning	195,800 円	デザイン@12,000×4 面 印刷@13×10,000 部 ×1.1	12
	新聞折込費	(株)朝日オリ コミ大阪	41,492 円	@4.5×8,200 部 送料 820 円×1.1	4
	郵送費	五條郵便局	105,498 円	@84×114 通 @73×1,314 通	3
	※ すべて 98.3%充当 合計 342,790 円(うち充当額 336,961 円)				
備考	添付資料：活動報告 vol.2024 SPRING				

注 発行した広報紙を添付してください。

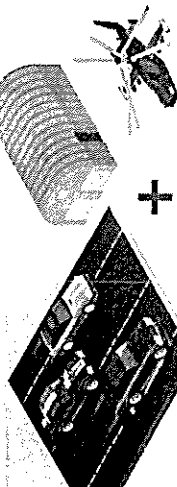
紀元二〇〇〇年

**YUKI
SAITO**
February 2004 SPRING



キャンパスと防災施設の併用

田コルフ場西コースをキャンプ場



田井の臨場感、入る、サカサ

平時にはサーキット利用や大規模イベントが可能
有事の際はヘリコプターが離発着可能

五條市県有地の整備案について、災害時以外における活用方針も含めた具体的な内容、及び必要性など知事が掲げる6つの観点から、大規模な太陽光発電施設を含む案を採用された客観的理由と、太陽光発電施設の整備による災害リスクについて

2 雨海トラフ地震などの災害に備え、五條市県有地を中核的広域防災拠点として整備し、県全体の防災力向上を図る必要性について

3 地元住民の声をしっかりと聞き、計画に反映する必要性と、それらを会めた今後の事業の進め方について

大規模広域防災拠点整備事業は伊予半島、奈良県、そして五條市の住民の命を救うべく、今後も活動してまいります。

香海有正の繪巻は初巻は、杉江は、發賣法に就て、年齢・性別に關係なく、ストレスを少なく與へてゐたことを稱し、エバーサム



1994年5月15日生

【例 1】下列各句，没有语病的一项是（ ）

7th FEB

卷之六

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

Figure 1

臺灣省立美術館

www.elsevier.com/locate/jmb

【参考文献】

CHINA

THE

【總編輯長】

● 科學 · 科技 · 生活

1. *What is the purpose of the study?*
 2. *What are the research questions?*
 3. *What is the significance of the study?*
 4. *What are the limitations of the study?*
 5. *What are the conclusions of the study?*

● 2010年10月10日

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

Figure 1

Figure 1. The effect of the concentration of the polymer on the gelation time of the polymer solution. The concentration of the polymer was 0.1, 0.2, 0.3, 0.4, 0.5, 0.6, 0.7, 0.8, 0.9, 1.0, 1.1, 1.2, 1.3, 1.4, 1.5, 1.6, 1.7, 1.8, 1.9, 2.0, 2.1, 2.2, 2.3, 2.4, 2.5, 2.6, 2.7, 2.8, 2.9, 3.0, 3.1, 3.2, 3.3, 3.4, 3.5, 3.6, 3.7, 3.8, 3.9, 4.0, 4.1, 4.2, 4.3, 4.4, 4.5, 4.6, 4.7, 4.8, 4.9, 5.0, 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5, 5.6, 5.7, 5.8, 5.9, 6.0, 6.1, 6.2, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 6.7, 6.8, 6.9, 7.0, 7.1, 7.2, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 7.7, 7.8, 7.9, 8.0, 8.1, 8.2, 8.3, 8.4, 8.5, 8.6, 8.7, 8.8, 8.9, 9.0, 9.1, 9.2, 9.3, 9.4, 9.5, 9.6, 9.7, 9.8, 9.9, 10.0, 10.1, 10.2, 10.3, 10.4, 10.5, 10.6, 10.7, 10.8, 10.9, 11.0, 11.1, 11.2, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 12.0, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 12.7, 12.8, 12.9, 13.0, 13.1, 13.2, 13.3, 13.4, 13.5, 13.6, 13.7, 13.8, 13.9, 14.0, 14.1, 14.2, 14.3, 14.4, 14.5, 14.6, 14.7, 14.8, 14.9, 15.0, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.6, 15.7, 15.8, 15.9, 16.0, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7, 16.8, 16.9, 17.0, 17.1, 17.2, 17.3, 17.4, 17.5, 17.6, 17.7, 17.8, 17.9, 18.0, 18.1, 18.2, 18.3, 18.4, 18.5, 18.6, 18.7, 18.8, 18.9, 19.0, 19.1, 19.2, 19.3, 19.4, 19.5, 19.6, 19.7, 19.8, 19.9, 20.0, 20.1, 20.2, 20.3, 20.4, 20.5, 20.6, 20.7, 20.8, 20.9, 21.0, 21.1, 21.2, 21.3, 21.4, 21.5, 21.6, 21.7, 21.8, 21.9, 22.0, 22.1, 22.2, 22.3, 22.4, 22.5, 22.6, 22.7, 22.8, 22.9, 23.0, 23.1, 23.2, 23.3, 23.4, 23.5, 23.6, 23.7, 23.8, 23.9, 24.0, 24.1, 24.2, 24.3, 24.4, 24.5, 24.6, 24.7, 24.8, 24.9, 25.0, 25.1, 25.2, 25.3, 25.4, 25.5, 25.6, 25.7, 25.8, 25.9, 26.0, 26.1, 26.2, 26.3, 26.4, 26.5, 26.6, 26.7, 26.8, 26.9, 27.0, 27.1, 27.2, 27.3, 27.4, 27.5, 27.6, 27.7, 27.8, 27.9, 28.0, 28.1, 28.2, 28.3, 28.4, 28.5, 28.6, 28.7, 28.8, 28.9, 29.0, 29.1, 29.2, 29.3, 29.4, 29.5, 29.6, 29.7, 29.8, 29.9, 30.0, 30.1, 30.2, 30.3, 30.4, 30.5, 30.6, 30.7, 30.8, 30.9, 31.0, 31.1, 31.2, 31.3, 31.4, 31.5, 31.6, 31.7, 31.8, 31.9, 32.0, 32.1, 32.2, 32.3, 32.4, 32.5, 32.6, 32.7, 32.8, 32.9, 33.0, 33.1, 33.2, 33.3, 33.4, 33.5, 33.6, 33.7, 33.8, 33.9, 34.0, 34.1, 34.2, 34.3, 34.4, 34.5, 34.6, 34.7, 34.8, 34.9, 35.0, 35.1, 35.2, 35.3, 35.4, 35.5, 35.6, 35.7, 35.8, 35.9, 36.0, 36.1, 36.2, 36.3, 36.4, 36.5, 36.6, 36.7, 36.8, 36.9, 37.0, 37.1, 37.2, 37.3, 37.4, 37.5, 37.6, 37.7, 37.8, 37.9, 38.0, 38.1, 38.2, 38.3, 38.4, 38.5, 38.6, 38.7, 38.8, 38.9, 39.0, 39.1, 39.2, 39.3, 39.4, 39.5, 39.6, 39.7, 39.8, 39.9, 40.0, 40.1, 40.2, 40.3, 40.4, 40.5, 40.6, 40.7, 40.8, 40.9, 41.0, 41.1, 41.2, 41.3, 41.4, 41.5, 41.6, 41.7, 41.8, 41.9, 42.0, 42.1, 42.2, 42.3, 42.4, 42.5, 42.6, 42.7, 42.8, 42.9, 43.0, 43.1, 43.2, 43.3, 43.4, 43.5, 43.6, 43.7, 43.8, 43.9, 44.0, 44.1, 44.2, 44.3, 44.4, 44.5, 44.6, 44.7, 44.8, 44.9, 45.0, 45.1, 45.2, 45.3, 45.4, 45.5, 45.6, 45.7, 45.8, 45.9, 46.0, 46.1, 46.2, 46.3, 46.4, 46.5, 46.6, 46.7, 46.8, 46.9, 47.0, 47.1, 47.2, 47.3, 47.4, 47.5, 47.6, 47.7, 47.8, 47.9, 48.0, 48.1, 48.2, 48.3, 48.4, 48.5, 48.6, 48.7, 48.8, 48.9, 49.0, 49.1, 49.2, 49.3, 49.4, 49.5, 49.6, 49.7, 49.8, 49.9, 50.0, 50.1, 50.2, 50.3, 50.4, 50.5, 50.6, 50.7, 50.8, 50.9, 51.0, 51.1, 51.2, 51.3, 51.4, 51.5, 51.6, 51.7, 51.8, 51.9, 52.0, 52.1, 52.2, 52.3, 52.4, 52.5, 52.6, 52.7, 52.8, 52.9, 53.0, 53.1, 53.2, 53.3, 53.4, 53.5, 53.6, 53.7, 53.8, 53.9, 54.0, 54.1, 54.2, 54.3, 54.4, 54.5, 54.6, 54.7, 54.8, 54.9, 55.0, 55.1, 55.2, 55.3, 55.4, 55.5, 55.6, 55.7, 55.8, 55.9, 56.0, 56.1, 56.2, 56.3, 56.4, 56.5, 56.6, 56.7, 56.8, 56.9, 57.0, 57.1, 57.2, 57.3, 57.4, 57.5, 57.6, 57.7, 57.8, 57.9, 58.0, 58.1, 58.2, 58.3, 58.4, 58.5, 58.6, 58.7, 58.8, 58.9, 59.0, 59.1, 59.2, 59.3, 59.4, 59.5, 59.6, 59.7, 59.8, 59.9, 60.0, 60.1, 60.2, 60.3, 60.4, 60.5, 60.6, 60.7, 60.8, 60.9, 61.0, 61.1, 61.2, 61.3, 61.4, 61.5, 61.6, 61.7, 61.8, 61.9, 62.0, 62.1, 62.2, 62.3, 62.4, 62.5, 62.6, 62.7, 62.8, 62.9, 63.0, 63.1, 63.2, 63.3, 63.4, 63.5, 63.6, 63.7, 63.8, 63.9, 64.0, 64.1, 64.2, 64.3, 64.4, 64.5, 64.6, 64.7, 64.8, 64.9, 65.0, 65.1, 65.2, 65.3, 65.4, 65.5, 65.6, 65.7, 65.8, 65.9, 66.0, 66.1, 66.2, 66.3, 66.4, 66.5, 66.6, 66.7, 66.8, 66.9, 67.0, 67.1, 67.2, 67.3, 67.4, 67.5, 67.6, 67.7, 67.8, 67.9, 68.0, 68.1, 68.2, 68.3, 68.4, 68.5, 68.6, 68.7, 68.8, 68.9, 69.0, 69.1, 69.2, 69.3, 69.4,

2004年12月

مجلس

1000

100

2000

10

Chapman, J. H. 1997. *Field Guide to Reptiles and Amphibians*, 3rd ed. Houghton Mifflin, Boston, MA. 450 pp.

2014年12月

100

Figure 1. The effect of the concentration of the inhibitor on the rate of polymerization of α -methylstyrene in the presence of SnCl_4 at 25°C .

Journal of Interpersonal Violence 28(10) 2013-2016
© The Author(s) 2013
Reprints and permissions: <http://www.sagepub.com/journalsPermissions.nav>

出版编辑所 沈之忱 主笔

三、研究方法与数据

TC 07-24-9110-FAV 0737-00-93

Copyright © 2007 by John Wiley & Sons, Inc.

Journal of Management Education

知事が提案したメガソーラー案と従来案との比較

【防災ヘリポート・防災倉庫+メガソーラー】
(太陽光パネル)

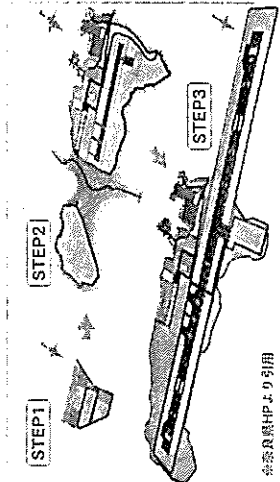
- 1haの防災ヘリポートを設置
- 数ha(5ha程度)のスペースに防災倉庫を設置
- 数ha(5ha程度)のスペースにベースキャンピング → 計10ha程度が防災エリア
- 旧アプレディアゴルフ場のフェアウェイ及びラフに太陽光パネル(計25ha以上)を設置



※奈良県HPより引用

旧整備案
大規模防災拠点整備

- STEP1
5haの平場を有する広域防災拠点
- STEP2
600m級滑走路を有する大規模広域防災拠点
- STEP3
2,000m級滑走路を有する大規模広域防災拠点



上図表は現在、知事が提案している案(左側)と従来案(右側)を比較したものです。現在、奈良県は緊急防災・減災事業債(以後、緊防債)と呼ばれる財源的に非常に有利な制度を活用し、従来案のSTEP2までの整備エリア約62ha分を用地取得しています。

緊急防災・減災事業債＝地方債充当率: 100%	県負担: 30%
地方交付税交付金充当率: 70%	県負担は20億程度
国: 140億円 県: 60億円	さらに県の60億も交付税処置

令和6年2月、定例県議会の本会議において、さいとう有紀が一般質問を行った結果判明したのとして、この緊防債の適用について知事が述べられた回答と、さいとう有紀が実際に総務省に伺い、説明を受けた内容の比較表は次のとおりです。

項目等	知事の主張	さいとう有紀の主張
総務省との協議	協議をおこなっていない(内話と)言わない	令和6年2月5日に総務省の担当課とレク 奈良県とメガソーラー案の協議の事実無し
メガソーラーの緊防債の適用事例	非常用電源として、適用可能だと見込んでいる	総務省の回答として、適用事例無し
メガソーラーの緊防債の適用の可否	可能だと思っている	不可だと思われる

知事の発言の信ぴょう性は極めて低く、適用されない可能性大!!

地域住民との対話を軽視しているとしが言えない知事の姿勢

令和6年2月19日に奈良県が五條市で実施した地元説明会においても、知事はメガソーラー案の優位性を数字の「良いとこ取り」で説明されました。県民をミスリードする姿勢、そして高圧的な説明態度はとも地域住民との対話を望んでいるとは言えない姿勢でした。当日の知事の説明における代表的なミスリード例は以下のとおりです。

知事の説明	実際は...
五條市の大規模広域防災拠点及び関連道路の総事業費は約1,000億円(大きな県民負担(さも1,000億円全て県負担の様な説明))	県民負担は緊防債などの補助制度、地方交付税等により実額は20年で約120億円(県民一人当たり20年で約9,200円)
滑走路ができるまでに約20年かから、滑走路ができる前に地震が来る可能性有	(当初案は)1期が2年、2期が10年で完了、3期が20年と段階的整備
無駄な事業を止め、そこで浮いたお金を教育などの未来への投資に使う	事業に使用のお金は用途が一定程度制限 → 何にでも転用可能ではない
太陽光発電施設の事故割合は0.08% (令和3年度10kW以上(一般的家庭用発電とほぼ同等)の太陽光発電施設の事故件数)	平成30年豪雨災害時50kW以上の事故割合 → 2%
契約書に関する内容について県の違反はない	第三者(裁判所)が決定すべき事項

地元住民及び自治体の代弁者として答弁

今回の知事の方針に対し、撤回を求め五條市および五條市議会から奈良県議会に対し請願書が提出され、総務警察委員会にて採択されました。本請願の紹介議員としてさいとう有紀が請願の内容を委員会にて発表、質疑に答えさせていただきました。しかしながら、従来計画されていた大規模広域防災拠点整備事業の内容で過去の議案採決に賛成してこられたにも関わらず、本請願に対し反対を表明された日本維新の会の方針には、大変残念な思いを持ちました。なお、本請願は令和6年3月25日に本会議にて賛成多数で可決・承認されたとともに、自由民主党・無所属の会がメガソーラーを含む防災計画をゼロベースで再検討するための費用を修正計上した予算案も可決されました。



令和6年3月8日
総務警察委員会にて請願書の質疑状況
録画配信は右のQRコードからご覧いただけます



県民の命を軽んじる
知事の暴走を尊重することはあってはなりません!

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 齋藤 有紀				
年 月 日	令和6年4月30日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費（2024年度会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報を収集し、政務活動に役立てるため			
按分率の説明	按分率 100%（総会及び研修会費が全体を占めるため）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざす。 ◆本会の活動頻度 数か月に一度、勉強会を開催 ◆参加者の状況 県議会議員・市議会議員・町議会議員・村議会議員・議員経験者 ◎本県の人権問題を把握し、情報を得ることで議員政務活動に役立てている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2024年度会費 （R6.4月からR7.3月分充当）	30,000		8
		合計 30,000 円（全て政務活動費）		
備考	添付資料：規約・新聞・会報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

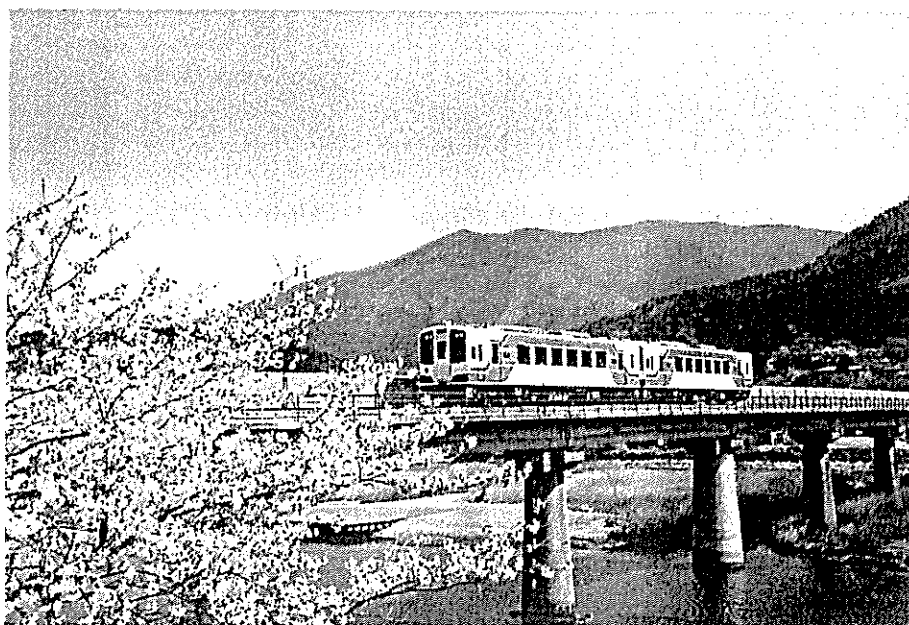
【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

No.321

4

2024



なら Hu-RightsNews

CONTENTS

見聞記	2
Transmission (発信)	3
令和 6 (2024) 年 能登半島地震に伴う	
日本赤十字社奈良県支部の対応 日本赤十字社奈良県支部	4・5
書籍紹介『歌われなかった海賊へ』 奥本武裕	6
研究所の本棚	7
随想 / ソーシャルカフェ 黒田恵裕	8
表紙 3.11 東日本大震災被災者提供	



一般財団法人 奈良人権部落解放研究所
(ならヒューライツステーション)
所長 大平和幸
〒630-8133 奈良市大安寺 1-23-1
Tel : 0742-62-5179 Fax : 0742-62-8609
URL <https://www.nara-hr-station.com>
毎月 1 日発行 年会費 2000 円

ヘイト規制・部落探訪削除を

第66期第1回
県委員会
相次ぐ差別事象を報告



山田正弘副委員長の発声で、ネット上の差別情報の削除と人権侵害救済制度の実現、狭山再審実現にむけて全力をあげることを誓い合った(6月3日・三重県賢島)

県連・第66期第1回県委員会は第66期幹部研修会2日目の6月3日、三重県賢島で開催し、7月の「差別をなくす強調月間」の取り組み、戸籍等の不正取得の事実確認(開示請求)、差別糾弾闘争など、当面する運動課題について協議し、意気統一を図った。

議長団に辰巳誠副委員長(大福・吉備)と川口忠英県委員(同)を選出。田中清貴書記長が報告事項を提案した後、坂本憲秀書記長が協議事項を提案した。

組織関係は、欠員となっている執行委員の補充について、女性部から中井

眞澄常任委員(東之阪、会)と協働歩調をとり、丸橋文代常任委員(大福・吉備)、新地美鈴常任委員(岩崎)と、企業部から上村博紀理事(上牧)の就任を確認。差別をなくす強調月間の取り組みで、7月31日の「部落差別等撤廃と人権確立を目指す」奈良県民集会への結果と、第39回人権啓発研究集会(第51回奈良県人権部連解放研究集会)を来月2日45日に橿原市内での開催を確認。女性部では第52回定期大会を8月25日に県人権センターで開くことを提案した。

差別糾弾闘争は、「部落差別・人権政策確立の取り組みは、奈良県(ヘイトスピーチ規制法(仮称)の制定運動に、大阪、埼玉、新潟の状況を説明し、新潟地域で5月24日に予定されていた第1回口頭弁論が、鳥取県の名前を挙げて部落に対する蔑称語を使っていた」という要求が却下されたことにより、裁判官の忌避申し立てを行ったこと、流会となったことを報告。1日も早い削除を求める訴えに対して、裁判を長引かせようとする鳥取県・示現舎の悪質性を説明した。

天理市役所内の職員間で起きた差別発言事象について、県連と天理支部協議会、天理市との協議を経て、7月に全職員を対象にした研修を県連役員が行うことを報告。今年4月に宇陀市役所に「宇陀市を応援する会」と名乗る者から市長宛に、

「ある課の職員(実在名)が別の職員に、地区名と11人の鑑定人尋問を求め、いくと同時に、袴田名前を挙げて部落に対する蔑称語を使っていた」との告発文が届いたこと、当該職員への事実確認で事実無根である問題が解決するために、再審法(刑事訴訟法)の改正が必要であることを、24年度事業について、現事業の充実に向けて外部研修の受講による職員のスキル向上と、国の給付金を活用して職員の処遇改善を図っていくと説明した。

また、障がいのある人の仕事として始めたたきまつまいも、栽培・収穫から石焼きいもも販売までの一貫作業を今年も進め加工品目も増やして年間を通した事業をめざしていくと提起した。

事業の一層の充実めざし

八木一男福祉会が総会

特定非営利活動法人八木一男福祉会の第24回通常総会は6月18日、県人権センターで開かれ、正々繁常任理事が議長を務め、高松市や障がい者を通した事業をめざしていくと提起した。

7月31日に県民集会開催

「ある課の職員(実在名)が別の職員に、地区名と11人の鑑定人尋問を求め、いくと同時に、袴田名前を挙げて部落に対する蔑称語を使っていた」との告発文が届いたこと、当該職員への事実確認で事実無根である問題が解決するために、再審法(刑事訴訟法)の改正が必要であることを、24年度事業について、現事業の充実に向けて外部研修の受講による職員のスキル向上と、国の給付金を活用して職員の処遇改善を図っていくと説明した。



2024
6/25
第1211号

☆人権侵害救済法制定!
☆狭山再審闘争勝利!

- 「情ラ法」制定-「中央本部」見解
- 東京高裁は狭山事件の新証拠の認定を
- 女性部北海道リーダー研修会 報告①
- 奈良市共同子育て研究会、各支部が総会
- 八木一男福祉会「にこにこ通信 vol.182」

2024年度「奈良県民集会」開催
日時: 2024年7月31日(水)
受付: 11時30分 / 開会: 12時30分
場所: 奈良県民集会文化会館 大ホール
場所: 橿原市北八木町3-65-5
手続と参加費詳細は下記のとおりです

◆集合スローガン
「共に生きるとは何か〜難民の声、家族の歴史から考えた多様性〜」

◆参加費
個人: 1000円(学生: 500円) / 団体: 10000円(10人以上)
※会場費、資料費、保険料、交通費、宿泊費等は別途必要です。

◆主催: 部落差別撤廃と人権確立を目指す奈良県民集会
実行委員会: 奈良県民集会実行委員会

日時 7月31日(水) 受付: 11時30分、開会: 12時30分
会場 奈良県民集会文化会館・大ホール (橿原市北八木町3-65-5)
《最寄駅》近鉄大和八木駅(北口)から徒歩3分
内容 開会行事/基調講演/記念講演/第26回「私の見た人権」フォトコンテスト入賞作品紹介/集会宣言提案
記念講演 安田 葉津紀さん 認定NPO法人 Dialogue for People
演題 「共に生きるとは何か〜難民の声、家族の歴史から考えた多様性〜」
参加 無料(申込不要)
備考 家庭等で余っている未使用の食品を持参していただき、フードバンクをはじめ地域の福祉施設、子ども食堂等に寄付する「フードドライブ」を実施します。ご協力をお願いします。
◆受付時間: 11時30分〜13時/受付場所: 大ホール ロビー内
◆提供いただきたい食品: 米(2023年産)、乾麺類、レトルト・インスタント食品、缶詰、菓子類、飲料等)
注意事項
①開催当日午前9時の時点で、奈良県内で警報が発令されている場合は中止とし、開催日を改めて設定する予定です。
②会場内では、マスクを着用するなど感染予防に努めてください。
③公共交通機関をご利用の上、ご来場をお願いします。
お問合せ: 「県民集会」事務局(☎0742-64-1631)

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）					
会派・議員名					齋藤 有紀
年 月 日	令和6年5月9日（木）				
政務活動先	国交省 防衛省				
政務活動の目的	奈良県の総合防災体制における課題や安全対策、災害時の自衛隊の対応などの調査を行った。				
相手方	（国土交通省）●航空局安全部安全対策課 小型航空機安全対策官 佐考昌平氏●専門官 田畑勉氏●道路局企画課 道路経済調査室課長補佐 野村文彦氏●国道・技術課 直轄高速係長 杉原大介氏（防衛省）●総合幕僚幹部 参事官付企画官 上野和人氏●防衛装備庁 プロジェクト管理部事業管理官付 調整係長 高木翔汰氏				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	国交省では、航空法に基づいた防災拠点への安全な離着陸・進入の説明を受けた。 防衛省では、群馬飛行場の災害時活用事例の紹介、自衛隊の災害派遣および災害時の物資輸送の優先順位などの説明を受けた。本視察での学びを今後の県政の課題である「防災拠点整備」への議論に踏まえていきたい。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国交省 防衛省	JR 新幹線 （往路）	新大阪～東京	14,520 円	14
		JR 新幹線 （復路）	東京～新大阪	14,520 円	15
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	円	内訳:		
	合計	29,040 円	(全て政務活動)		
備考	添付資料：研修資料・写真				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

航空機にバッテリーを積載し輸送する基準について

○ バッテリーは火災等のおそれがあるため、航空法により航空機の客室内に積載して輸送することを原則として禁止している。
→ 箱に入れないで輸送する

○ このため、①適切に包装等をした上でヘリコプターの機外に吊り下げて輸送するか、
②客室内での輸送が必要な場合には、充電量を30%以下に下げ、バッテリーが発火した場合に消火できる機器を設置する等の代替の安全対策を施し、その都度、国の承認を受けることを求めている。
→ 何らかの場合にパイロットを助けることが出来ることが必要

○ 我が国の危険物輸送基準は国際民間航空条約の規定に準拠して定めている。

代替の安全対策の例

● リチウム電池の充電量を30%以下に下げ、
発火した場合に消火できる能力を有していること

● 機内に監視員を配置するとともに緊急時の手順を作成すること

● (他者から請け負って)危険物を吊り下げて輸送する場合は、人家を避けて飛行する必要がある。

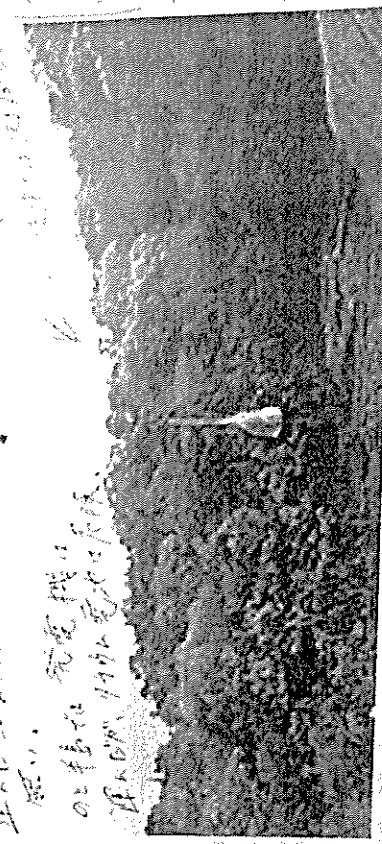
→ 包装後、充電量30%以下に保ち、危険物として輸送する必要がある。

国際民間航空条約
の定める基準に
基づいて

30%以下に下げた状態で輸送する
ことが必要
30%が基準となる

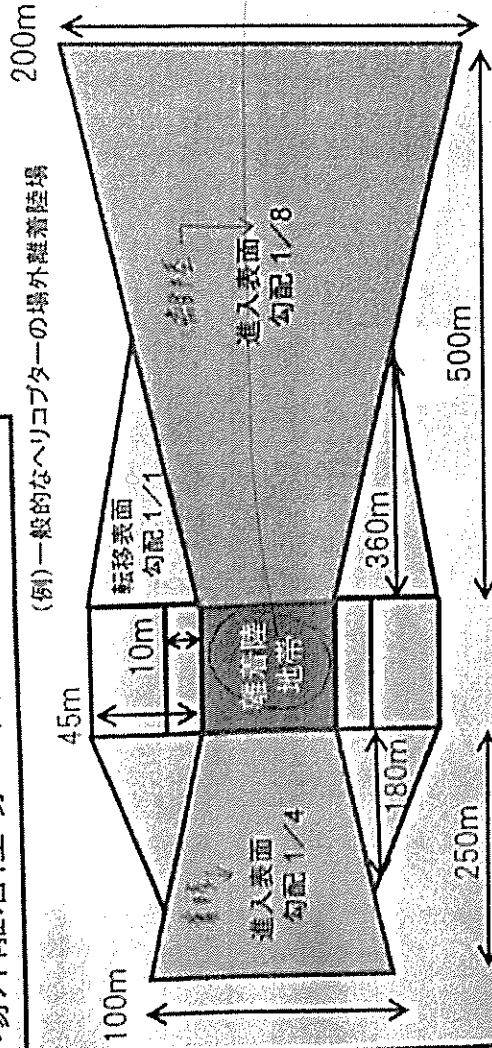


緊急時、
客室内、
機外に吊り下げて輸送する
場合、
100%以下に保ち、
危険物として輸送する
必要がある。



朝日航洋株式会社ホームページより

場外離着陸場の平面図

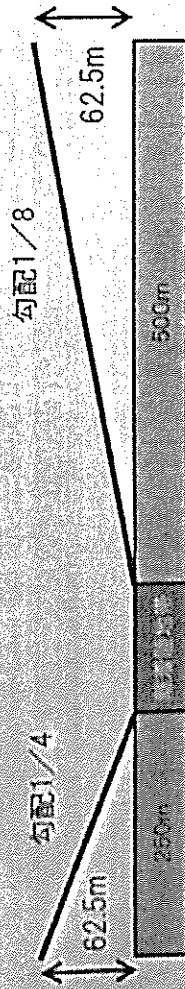


航空機の安全な離着陸のため、場外離着陸場の周辺には物件の高さを制限する表面があり、これら表面の上に出る物件がないことが場外離着陸場の許可条件となっている。

離着陸地帯

- ・位置及び方向は、エンジンが故障した場合に人又は物件に危害又は損傷を与えることなく不時着できる離着陸経路を選定。
- ・長さ及び幅は、使用機の全長／全幅以上。
- ・表面は、十分に平坦であり、最大勾配は5%、使用機の運航に十分耐える強度。

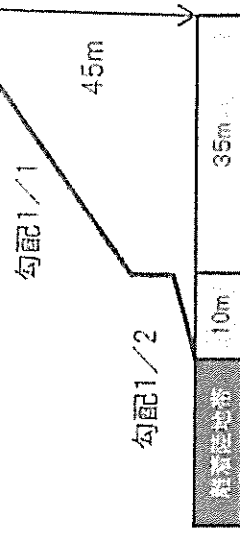
進入表面の断面図



○ 進入表面

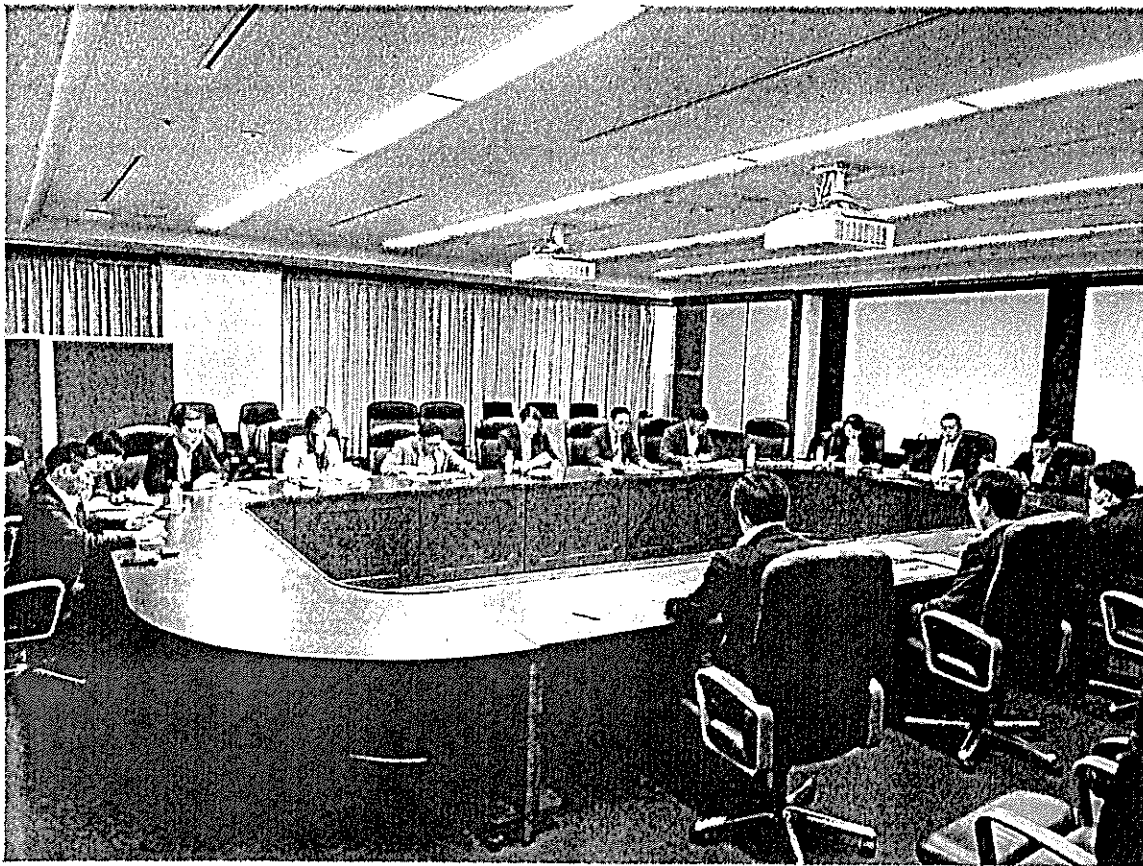
- ✓ 進入の最終段階及び離陸時における航空機の安全を確保するために必要な表面。
- ✓ 離陸方向の勾配は、1/8以下、着陸方向の勾配は1/4以下であり、同表面の上に出る高さの物件がないこと。

転移表面の断面図



○ 転移表面

- ✓ 進入をやり直す場合等、側面方向への飛行の安全を確保するために必要な表面。
- ✓ 勾配は、原則として1/1であり、同表面及び離着陸地帯から外側にそれぞれ10mまでの範囲内に1/2の勾配を有する表面上に出る高さの物件がないこと。



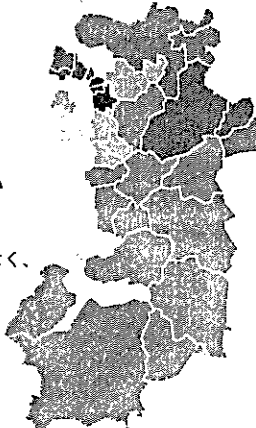
第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 斎藤 有紀

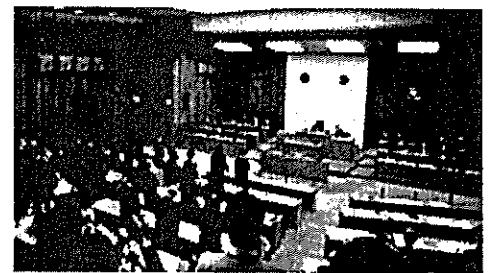
年 月 日	令和6年5月24日（金）				
表題と発行部数	奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 NEWS vol.2				
対象者	五條市内				
配布方法	新聞折込 8,200 部 ポスティング 1,800 部				
発行目的	会派の政策を示し、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	奈良県議会 自由民主党・無所属の会の政策に関する内容が 100%を占めるため、按分率 100%とする。				
内容	●令和6年度予算修正案の提出・可決について ●奈良県防災体制について ●アリーナ基本構想を策定する修正予算案について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込費	朝日オリ コミ大阪	27,962 円	@3×8,200 部 送料 820 円×1.1	20
※ すべて 100%充当 合計 27,962 円					
備考	添付資料：奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 NEWS vol.2				

注 発行した広報紙を添付してください。

大和郡市 米田 忠則 ●経済分科委員会 ●防災対策委員会・地域公共交通対策特別委員会	大和郡市 粒谷 友示 ●経済分科委員会 ●男女の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	大和郡市 田中 惟允 ●建設委員会 ●市部・県部地域振興対策特別委員会	大和郡市 荻田 義雄 ●建設委員会 ●社会福祉対策特別委員会	大和郡市 岩田 国夫 ●建設委員会	大和郡市 中野 雅史 ●経済分科委員会 ●防災対策委員会・地域公共交通対策特別委員会	大和郡市 山本 進章 ●文教厚生委員会 ●社会福祉対策特別委員会 ●議会運営委員会
北野郡市 井岡 正徳 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	北野郡市 乾 浩之 ●建設委員会 ●市部・県部地域振興対策・地域公共交通対策特別委員会	県政への ご意見・ご相談は 各地域所属議員に お問い合わせください  我々22人は知事に迎合することなく、 是々非々の姿勢で対峙できる会派 として、奈良県政の発展に向けて 県民目線で、より良い政策を 提案してまいります。		大和郡市 西川 均 ●経済分科委員会 ●防災対策委員会・地域公共交通対策特別委員会	大和郡市 池田 慎久 ●経済分科委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	
大和郡市 川口 延良 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	大和郡市 浦西 敦史 ●建設委員会 ●市部・県部地域振興対策特別委員会 ●経済分科委員会			大和郡市 小村 尚己 ●経済分科委員会 ●防災対策委員会	大和郡市 足田 進一 ●文教厚生委員会 ●市部・県部地域振興対策特別委員会 ●議会運営委員会	
北野郡市 若林 かずみ ●文教厚生委員会 ●少子化対策特別委員会	北野郡市 伊藤 將也 ●経済分科委員会 ●市部・県部地域振興対策特別委員会	北野郡市 金山 成樹 ●建設委員会 ●社会福祉対策特別委員会 ●議会運営委員会	北野郡市 芦高 清友 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	北野郡市 斎藤 有紀 ●建設委員会 ●社会福祉対策特別委員会 ●議会運営委員会	大和郡市 川口 信 ●建設委員会 ●市部・県部地域振興対策特別委員会	大和郡市 永田 恒 ●建設委員会 ●市部・県部地域振興対策・地域公共交通対策特別委員会

令和6年度予算の修正案を提案し、可決！

令和6年度予算において、自由民主党・無所属の会は2月定例会開会前から「より県民のための予算になるか」を議論してきました。各委員会での議論も踏まえて論点を絞って修正案をとりまとめて2月定例会の最終日に修正の予算案を提出した結果、自由民主党・無所属の会や公明党などの賛成多数で修正案は可決、成立しました。防災やアリーナなど、県政の諸課題について、ゼロベースで理事者とこれからも議論をし、より良い政策へと繋げてまいります。自由民主党・無所属の会は「防災」と「アリーナ」の2つにチームを分け、先進地域の調査や専門家の意見の聞き取りなどを通じて、奈良県の直面する課題への理解を深め、より良い提案を積極的に行っていきます。



本会議で修正予算が可決

● 3/12～19 予算審査特別委員会

3月12日～19日に行われた予算審査特別委員会では、様々な議論が交わされました。知事も参加した19日の総括質疑では、10時間を超える大激論となりました。令和6年度一般会計当初予算案は自由民主党・無所属の会と公明党が反対し、委員会の意見として「否決」となりました。



予算審査特別委員会の様子
出典：奈良県議会公式ホームページ内議会中継

● 「再議」で2条例改正案が否決

自由民主党・無所属の会が提案した「県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」「県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例」の2つの改正案はいずれも賛成多数で可決しましたが、知事から再議に付され、賛成28・反対15で再議の可決に必要な2/3に届かず否決されました。一方、総務警察委員会で可決した五條市長と地元住民から提出された「大規模広域防災拠点等の整備に関する請願書」2件は採択されました。

「再議」とは？ 知事が議会の議決に対して異議があるとき、理由を示して議会に審議のやり直しを求めること。再議に付された議決は過半数ではなく、議長も含む出席議員の3分の2以上が賛成した場合に可決。奈良県での再議は戦後初。

県民の命と財産を守るために ～防災の議論は終わっていない～

県民の生命と財産を守り抜くことは私たちの責任です。2月県議会では、子や孫の世代にわたる将来の県民のことも見据えて知事らと議論を行ってきました。知事は、ことし1月に県立橿原公苑を“中核拠点”として県の防災のあり方を組み立てていくことを表明しました。しかし、この“中核拠点”は、南海トラフの巨大地震の発生時に全国の応援部隊等を受け入れるために必要な面積の半分程度しかないほか、液状化リスクが指摘されています。航空搬送の拠点として位置付けられる陸上競技場では航空法上の課題もあり、ヘリコプターの十分な運用が可能か事前の検討もなされていませんでした。

防災の“中核拠点”の整備は、十分な面積や機能を持たせることができ、かつ予定地として考えられてきた五條市の県有地も含めて検討されるべきです。しかし、県はすでにこの県有地で広大なメガソーラー計画を発表しています。防災体制を万全なものとするを第一に取り組むべきであり、“メガソーラーありき”ではいけません。私たちは県民の生命と財産を守るべく、これからも県議会で議論していきます。

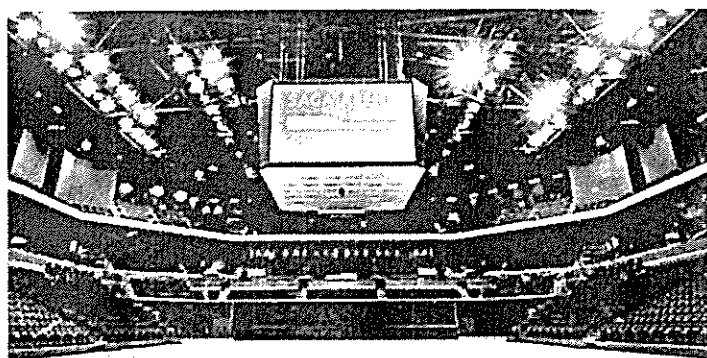
五條市の県有地に全国の応援部隊を受け入れるのに必須となる12haの“中核拠点”を整備	県立橿原公苑を“中核的広域防災拠点”として整備 五條市の県有地に約1haのヘリポートや約25haの“メガソーラー”を整備
政策決定の問題点 (県立橿原公苑の課題) 1 面積が小さく応援部隊が滞在できない 2 液状化の危険 3 法律的に大型ヘリコプターが使用できるか検討できてない	

構想なきアリーナ予算を修正！

2031年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催される予定です。その中の重要な施設の1つがアリーナです。そこで、県に対しスポーツ関係者の皆様とともに、アリーナ設置に向けての要望や意見を伝えた結果、県は橿原公苑でのアリーナ設置を発表しました。アリーナ設置にあたっては、その主要要素である「収容人数・面積・機能」の3つをまず決める必要があります。他県の2例(写真①②)では、いずれも、スポーツ・音楽等の利用想定があり、必要な収容人数・面積・機能を決めています。収益性がありプラスを生み出すアリーナを作ることが重要です。

ところが、2月議会の知事答弁では、「基本構想(アリーナ建設の骨格、方針)」さえ定まっていない状況にもかかわらず、令和6年度予算案で提案されていたのは、アリーナ設計手前まで自由に進めることができる包括的な予算でした。そこで、まず基本構想を早急に策定する修正予算案を提出し、賛成多数で議決しました。

今後は、奈良県に必要なアリーナ構想について、県の調査を注視し、提案を続けてまいります。



▲写真① 佐賀県のアリーナ(8400人収容)
2年先まで予約が埋まり収益性が高い大規模施設



▲写真② 群馬県太田市のアリーナ(5000人収容)
プロスポーツ等の利用にできるがコンサート機能は乏しいコンパクト型施設

第 1 1 号様式の 9 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和 6 年 8 月 4 日 (日) 10:00~11:30			
場所	五條市上野公園総合体育館 (シダーアリーナ)			
会議名	奈良県議会議員 斎藤有紀県政報告会			
相手方 (人数)	地域住民 (400 名)			
開催目的	地域住民に対して県政報告を行う			
内容、結果等	● 斎藤有紀本人による県政報告 ● 地域住民との質疑応答 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと 地域住民に対して県政報告を行い、住民からの質問に答えることにより、地域の課題を抽出。今後の議会での活動に活かしていく。			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	案内送付代	101,230 円	@ 73×1,282 通 @ 84×91 通	36
	会場費	16,000 円	研修室・多目的室借り上げ 8/3 正午～午後 17 時 8/4 午前 9 時～正午	47
	合計	117,230 円	× 50% = 58,615 円 (後援会活動と 50% 按分)	
備考	添付資料：案内文・当日写真			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

令和 6 年 7 月吉日

奈良県議会議員
斎藤有紀事務所

奈良県議会議員

斎藤有紀県政報告会のご案内

謹啓 盛夏の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、斎藤有紀は昨年春に県議会議員に就任させていただき、皆様からのご期待にお応えすべく、県政に誠心誠意取り組んでおります。つきましては、日頃の活動をご報告申し上げ、皆様方の一層のご指導ご鞭撻を賜りたく、下記の通り「斎藤有紀県政報告会」を開催いたします。ご多用のことと存じますが、何卒ご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

謹白

記

日 時： 令和 6 年 8 月 4 日（日） 午前 10 時 00 分より
受付開始：午前 9 時 15 分～

場 所： 上野公園総合体育館シダーアリーナ（五條市上野町 246）

※キッズルームもご利用いただけます。

◎誠に恐縮ですが、ご出席いただける方のみ FAX 返信用紙にて

7 月 15 日（月）まで にご返信賜りますよう、お願い申し上げます。

お電話 0747-24-3110 でも受付可能です。

（電話対応時間：平日午前 9：30～午後 16：30）

2024/8/4 県政報告会 当日写真



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

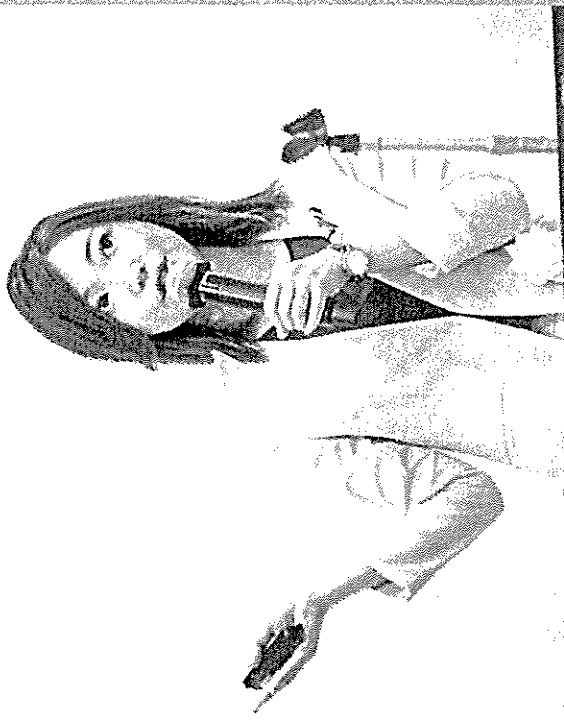
会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和6年11月8日（金）他				
表題と発行部数	「活動報告 vol.2024 AUTUMN」10,000部発行				
対象者	五條市内				
配布方法	新聞折込 8,000部 個別郵送 1,471部 ポスティング 529部				
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く92.5%を充当する				
内容	●6月、9月定例会における質疑及び要望 ●令和5年度奈良県決算結果からみる財政状況 ●女性活躍のための施策 ●奈良県歳入歳出決算の不認定について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作・印刷費	Graphic Planning	195,800円	デザイン@12,000×4面 印刷@13×10,000部 ×1.1	89
	新聞折込費	朝日コネクト大阪	40,480円	@4.5×8,000部 送料 800円×1.1	83
	郵送費	五條郵便局	142,938円	@110×123通 @96×1,348通	82
	※ すべて92.5%充当 合計 379,218×92.5%=350,776円				
備考	添付資料：活動報告 vol.2024 AUTUMN				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員
さいとう有紀

NEWS
五條市の実情を
あつらへながら



QRコード
SNSでも顔を見えよう

さいとう有紀

活動報告 vol.2024 AUTUMN

過去例の無い猛暑日が続いた日々

令和6年は「最も暑い夏」となり、連日猛暑日が続いた日々となりました。7月と8月ともに関西圏が北へ移行し、暖かな高気圧に覆われやすく日ざしが強まったうえ、特に7月は太平洋高気圧が日本に向かって強く張り出したことが影響したと考えられています。また、近年の地球温暖化や、日本近海の高い海面温度も影響している可能性があるとのことです。

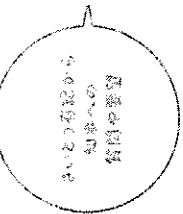
奈良県議会においても、夏から秋にかけて大変「熱い」時期になりました。6月及び9月定例会において様々な審議が行われましたが、気象に負けない「熱い」議論が展開されました。さいとう有紀が本定例会で質疑及び要望を行った事項を要約したものが下記のとおりとなります。

- 1 五條市県有地の防災拠点整備計画及び維持管理に関して
(総合防災対策特別委員会)
- 2 地震による盛土等の安全性及び土砂災害発生時に対する避難所を確保するための促進事業について(建設委員会)
- 3 令和5年度決算内容に関連する部門別質疑及び要望
(決算審査特別委員会)

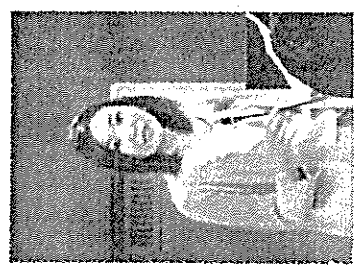
また、日常より様々な県部局と打合せを行っていただいていたおり、その中において様々な課題があり、長期的に実現していくべき施策と即効性を待たせるべき施策の選別に懸念を覚えている日々でございます。県民の皆様の一助となれますよう、今後も活動してまいります。

令和5年度 奈良県歳入歳出決算の不認定について

9月定例会(本会議、決算審査特別委員会)において、令和5年度 奈良県歳入歳出決算が不認定となりました。さいとう有紀は決算審査特別委員会において、以下の内容を知事に質問及び要望いたしました。



- 1 実質収支の黒字化及び県債残高の減少に対する知事の感想
- 2 事業執行停止と実質収支の関係性
- 3 事業執行停止により失われた経済効果や安全性等に対する知事の感想
- 4 今後の奈良県の歳入歳出額の展望について
- 5 財政確保にむけた知事の取り組み方
- 6 大規模広域防災拠点整備事業の優先性及び県政に対する要望



また、自由民主党・無所属の会、公明党、立憲民主党の議員の皆様から、知事の事業執行停止を行う際の進め方について「方法・情報収集・代替案において県民の皆様に対し混乱と多大な負担をかけるリスクが大きい」との意見があったため、同会議では決算内容について不認定とする決断をいたしました。

さいとう有紀の不認定に至った理由としては、決算数値そのものについて不認定というのではなく、プロセスや事業執行停止による効果が見えぬ部分が多分にあると判断したためです。

今後も様々な課題が発生すると思いますが、客観性を担保した合理的な判断を行えるよう、精進してまいります。

第1回 斎藤有紀 県政報告会の実施



令和6年8月4日に、斎藤有紀 県政報告会を五條市上野町のシダアアリーナにて開催させていただきました。400人を超える皆様にご参加いただき、県議としての活動や思いを言葉足らずでありながらも伝えさせていただきました。まだまだ活動者ですが、皆様のお役にたちますよう頑張っていきます。



下記のQRコードから録画配信をご覧ください

奈良県議会議員 斎藤有紀

奈良県議会議員 特別委員会

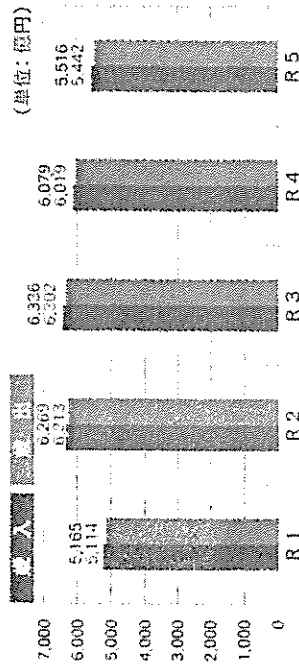
奈良県議会議員 特別委員会

奈良県議会議員 特別委員会

令和5年度 奈良県決算結果からみる奈良県の財政状況について

①令和5年度 奈良県決算全体概要

区分	令和5年度	前年度	増減率
最終予算額	④ 647,460	713,528	△9.3%
歳入決算額	⑤ 551,600	607,892	△9.3%
歳出決算額	⑥ 544,207	601,899	△9.6%
収支差引額(⑤-⑥)	⑦ 7,392	5,993	23.3%
翌年度繰越額	⑧ 33,107	55,643	△40.5%
うち繰越財源	⑨ 2,521	3,187	△20.9%
実質収支(⑤-⑥)	⑩ 4,871	2,806	73.6%

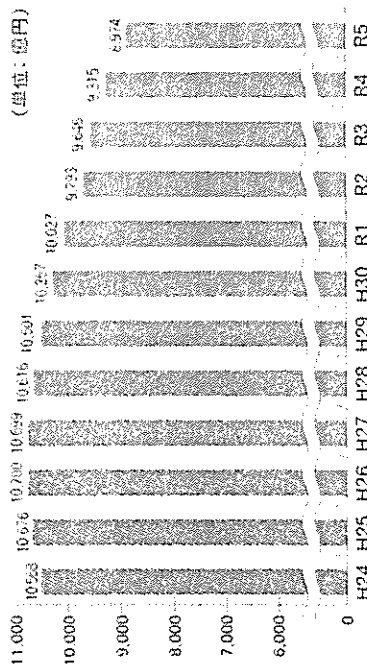


純粋な実質収支は
16 億円の黒字

- 歳入(県の収入)は5,516 億円
- 歳出(県の支出)は5,442 億円
- 実質収支(県の黒字・赤字区分の指標)は49 億円の黒字

※令和5年度に国への交換を予定していた令和4年度の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の超過受入分33 億円が不執行となった影響含む。

②令和5年度 奈良県県債残高総額



- 令和4年度県債残高は9,315 億円
- 令和5年度県債残高は8,974 億円

県債減少額は
341 億円

※県債とは、県が発行する債券(いわゆる借入金)

上図①②は令和5年度の奈良県の決算結果及び県債残高総額を図表化したものです。さという有記は、県の財政体力を評価するうえでは、
1) 実質収支の黒字化 2) 県債残高の減少 をセットで見えていく必要があると考えています。
奈良県は平成27年度決算から令和5年度決算までの9期連続で実質収支の黒字化及び県債残高の減少をセットで達成されています。また、交付税措置のない(後に国からのお金が入ってこない)県債残高も令和4年度が3,446億円であったのに対し、令和5年度では3,355億円と91億円減少しています。このことから、前知事時代の県政運営は財政面において適正であったことがわかります。

女性活躍のための施策の推進

●令和5年度 奈良県決算における女性活躍のための事業費例

県内における様々な分野で女性が活躍できるよう 奈良県では「こども・子育て支援の充実」及び「女性活躍の推進」を目的とし、令和5年度では下記の決算内容となりました。

女性活躍推進事業	子育て支援事業	女性活躍推進事業
7億9,000万円	103億3,000万円	1億600万円
子育て推進や少子化対策、女性が活躍できる環境づくりなどに関連する事業費	認定こども園の負担金・補助金や子育て支援、児童手当の給付などに関連する事業費	女性の継続就業、性別役割分担などに関する事業費

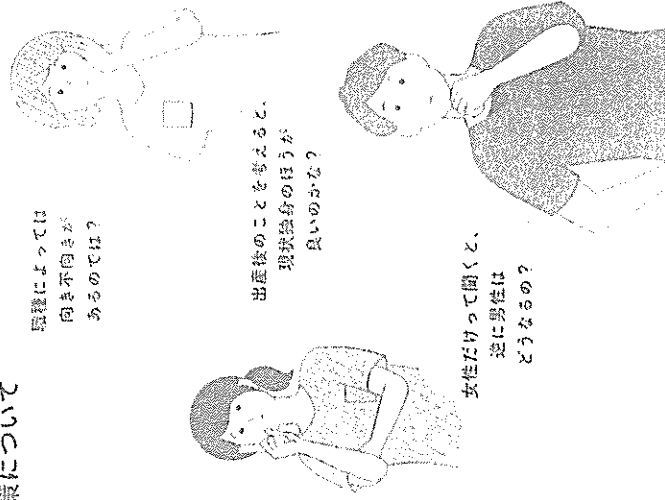
※令和5年度決算金額をみる、前年度比は四捨五入



令和5年度では約112億円が女性活躍推進関係で費用が投じられましたが、このうち認定こども園などの負担金等や児童手当及び児童扶養手当の給付に約84億円を要しており、女性が様々なフィールドで活躍できるような多様な方法で県が補助する額としては実質10億円程度となるため、まだまだ不十分ではないかと考えます。

●取り組みなければならぬ課題の抽出と対策について

近年、女性の就業率は上昇しており、15～64歳の女性就業率は72.4%(令和4年度)となっています。このことから、女性の社会進出は確実に進んでいます。しかし、奈良県議会議員の立場から、就業率や社会進出を加速させていくためにはどのようなアプローチを行えば効果的なのか、現在議論を進めています。その中において、あらゆる職種において公平性を担保する必要があるにもかかわらず、職種によっては性別により向き不向きがあるのも事実です。また、女性活躍を推し進めるあまり、逆に男性に対して不公平感のない施策にする必要もあります。このような様々な問題を一気に解消することは非常に難しいと思いますが、県の女性局などとしっかり議論し、少しずつでも改善できるような施策を検討してまいります。



職種によっては向き不向きがあるのでは？

出産後のことを考えると、現状自身のほうが良いのかな？

女性だけじゃなくて、逆に男性はどうなるの？

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

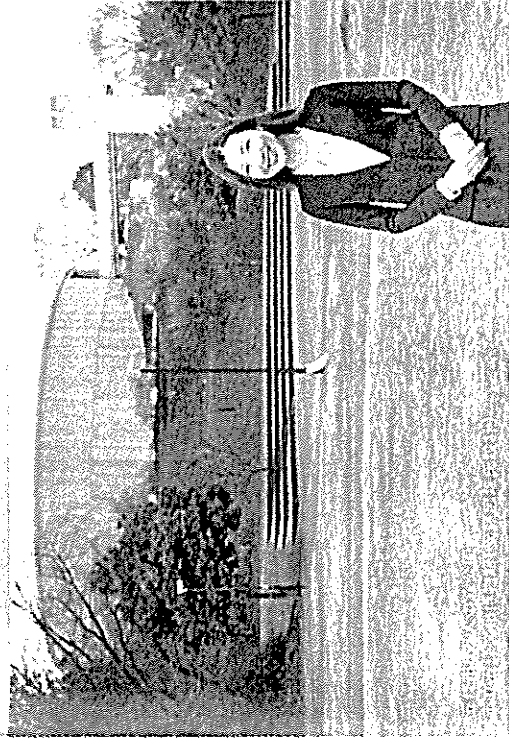
会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和7年1月31日（金）他				
表題と発行部数	「活動報告 vol.2025 WINTER」 10,000 部発行				
対象者	五條市内				
配布方法	新聞折込 8,000 部 個別郵送 1,464 部 ポスティング 536 部				
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く 95.7%を充当する				
内容	●視察を通しての学び ●選ばれるまちになるための取り組み ●地方創生 DX ●12月定例会における質疑及び要望				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作・印刷費	Graphic Planning	195,800 円	デザイン@12,000×4 面 印刷@13×10,000 部 ×1.1	119
	新聞折込費	㈱朝日コネクト大阪	40,480 円	@4.5×8,000 部 送料 800 円×1.1	116
	郵送費	五條郵便局	142,294 円	@110×125 通 @96×1,339 通	113
	※ すべて 95.7%充当 合計 378,574 円（うち充当額 362,294 円）				
備考	添付資料：活動報告 vol.2025 WINTER				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員 といつ有紀

YUKI
SAITO
2025 WINTER



動画で見る

総合防災対策特別委員会

- ・五條県有地の整備・維持管理
- ・電力確保の方法についての検討

建設委員会

- ・奈良県土木技術職員就学資金貸与制度について
- ・SNSや電話による通報の受付について
- ・奈良県広域水道企業団における水質検査及び水道水の供給ルートについて



動画で見る

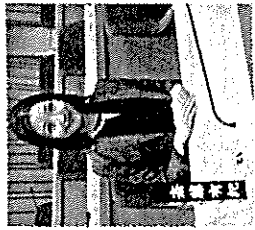
K-POPイベントについて

本定例会においてK-POPイベントを開催する費用を盛り込んだ議案の採決結果について、多くの皆様からたくさんのご意見をいただきました。12月定例会の補正予算には福祉・医療・こども政策など県民生活にとって重要な項目が含まれており、予算全体の内容を鑑みて今後の部分的な修正が可能であること、県民生活に支障をきたさず、生命財産を守るための最善策とは何かを考慮し、党議拘束がないことから斎藤有紀は条件付き賛成の立場をとらせていただきました。

斎藤有紀は本定例会で上程されたK-POPイベント開催では従来行われてきた様々なイベントと比較しても費用対効果で著しく下回る可能性が大きいことや、奈良公園で開催する場合の様々な問題点の解決が困難であると考へており、経費の抑制や開催場所の再検討など7項目にわたり知事に申し入れ（要望）をしました。引き続き事業を進めるにあたっては議員として、適正監視を続けていくとともに、県民の皆様の一助となれそうです、研鑽してまいります。

2月定例会へ向けて

2月定例会は奈良県の新年度予算案について議論が行われるとても大切な議会となります。予算の中には広域防災拠点整備や教育環境の向上などが含まれると考えられ、奈良県が安全・安心かつ魅力ある街づくりを目指していくうえで非常に重要な定例会となります。私自身も引き続き県に対して、県民にとって適切な予算が盛り込まれているのか注視して、議論を行ってまいります。今後とも本紙や活動報告を通して奈良県政を分かりやすくお伝えしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。



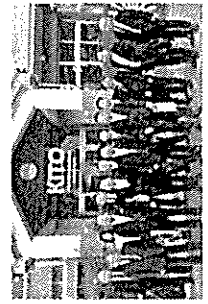
新春を迎え

謹んで新春をお祝い申し上げます。今年も県民の生命と財産を守り、皆様の生活を向上させることに努力を惜しまない。そのような県議会議員として職務を全うしてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本年も皆様にとって幸多き一年となりますことをお祈り申し上げます。

様々な視察を通して学びを深めた一年

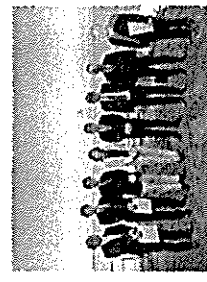
●南部振興議員連盟県内視察

IKITO FOREST MARKET SHIMOICHIJIへ視察に行きました。旧下市向小学校をカフェやキッズスペースなど様々な機能を備え、複合施設として利用されていました。水に囲まれた温かい空間でした。奈良県においても施設の活用は重要な課題であり、この学びを県政の場で活かしてまいります。



●建設委員会県外視察

栃木県にある日本最大の造水池「湧良湖造水池」を視察させていただきました。湧良湖水における調整機能、水質改善や動植物保護のための様々な取り組みについてのお話を伺いました。奈良県にとっても治水は大きな課題であり、有意義な視察となりました。



1984年6月16日生まれ
【学歴】
京都府立高等学校卒業
分科女子大学文学部国文学科卒業
五條市議会議員
【家族】
夫、息子2人
【所属】
自由民主党、奈良県議会

“SNSでも思いを届ける”
さいつ有紀
さいつ有紀のSNSアカウントはこちら
Instagram: @saiyuki
Twitter: @saiyuki
Facebook: /saiyuki
LINE: @saiyuki

地方創生XOX

さいとう有紀の

A black and white illustration of a young girl with short dark hair, wearing a dark dress. She is holding a large, rectangular sign that says 'POLICY' in bold, capital letters. The sign is tilted slightly. Behind the sign is a circular emblem with a star in the center and a border of smaller stars.

- ① デジタル技術を活用し、地方と都市部の格差是正
- ② 県民の皆様がより使いやすく、より情報を届けるため
- ③ 民間事業者のデジタル化促進に向けたインフラ整備

心推計人口とは、国勢調査を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値をもととした人口数。

奈良県立医科大学 新キャンパス
(令和7年4月開校予定)

- ① デジタル技術を活用し、地方と都市部の格差是正
- ② 県民の皆様がより使いやすく、より情報を届けるために行政サービスのデジタル化を推進
- ③ 民間事業者のデジタル化促進に向けたインフラ整備の推進

ほんならバンクとは...

Figure 1. The effect of the concentration of the inhibitor on the rate of polymerization.

ほんならバンク(泰興興HPより引用)

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 斎藤 有紀				
年 月 日	令和7年3月31日			
年会費名	森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟令和6年度会費			
相手方	森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 活力ある森林づくりと林業活性化に向けての森林・林業施策に関する調査研究及び、様々な事業。 ◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆効果 森林・林業活性化の必要性、課題を把握し、情報を得ることで議員政務活動に役立てている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	令和6年度会費 (R6.4月からR7.3月分充当)	2,202 円		134
	合計 2,202 円 50,660÷23 人=2,202 円（全て政務活動費）			
備考	添付資料：森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟会計報告書、規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書

(令和6年度)

収入の部

(単位：円)

項 目	収 入 済 額	説 明
前年よりの繰越金	1 5 4, 5 8 6	前期残高(令和6年3月31日現在)
会 費 @ 1,000 円	2 8 2, 0 0 0	(R6.4~R6.3) 1,000 円×24 人×6 ケ月 = 144,000 円 (R6.10~R7.3) 1,000 円×23 人×6 ケ月 = 138,000 円 延べ 282 人
利 息	1 2 9	R6.8.19:13 円 R7.2.17:116 円
合 計	4 3 6, 7 1 5	

支出の部

(単位：円)

項 目	支 出 済 額	説 明
負担金	5 0, 6 6 0	森林・林業・林産業活性化促進地 方議員連盟全国連絡会議 令和6年度年会費 年会費 50,000 円 +振込手数料 660 円
返還金	1 0, 3 3 0	原山議員辞職に伴う返還 R6.7~R6.9 分会費 月額 1,000 円
合 計	6 0, 9 9 0	

差引残高

3 7 5, 7 2 5 円

令和7年3月31日

会 長 田 中 惟 允

本日通帳及び支出関係書類を確認しましたが、適切に会計処理されており、会計報告書に相違ありませんでした。

令和7年3月31日

監 査 松 尾 勇 臣

充当額 = $50,660 \div 23 \text{人} = 2,202 \text{円}$

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟(略称：森林連盟)(以下「連盟」という。)と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 数名
- (4) 監査 1名

2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 斎藤 有紀

① 政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A.B 号室 電話 0747-24-3110 延べ床面積 88 m ²
③ 他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④ 所有区分	☐ 自己又は配偶者、3 親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤ 按分率の考え方	☒ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積 88 m ² (a) うち政務活動使用面積 44 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 44 / 88 → 按分率 1 / 2
⑥ 事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：後援会活動と面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方： A 号室 44 m ² → 政務活動 B 号室 44 m ² → 後援会活動 光熱水費は A 号室請求分のため 100% 充当)
⑨ 備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。



賃貸借契約書

貸主



様

借主

斎藤 有紀

様

2023年4月27日

ヒロタ建設株式会社

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 様、 様（以下「甲」という。）と借主 斎藤 有紀 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ヒルトップSUGAWA 1階 号室 区画番号(A・B)		
	所 在 地	(住居表示) 奈良県五條市住川町 220-1		
		(登 記 簿) 奈良県五條市住川町 220-1		
	構 造	木造 / 亜鉛メッキ銅板ぶき / 1階建 / 全(4)戸		
	種 類	貸事務所	新築年月	2022年10月
	面 積	88㎡		
附 属 施 設		駐車場4台分ー以下余白ー		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

さいとう有紀事務所ー以下余白ー

頭書(3) 契約期間

2023年5月1日から2026年4月30日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2023年5月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 150,000円 (別途消費税相当額 15,000円)	敷金	0円 (賃料ヶ月)
礼金	0円 (賃料ヶ月)		
その他の条件		駐車場4台分込ー以下余白ー	
貸与する鍵	鍵No		
	本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等の 支払方法	振 込	振込先金融機関名：南都銀行 預金： 口座番号： 口座名義人： 振込手数料負担者：借主	
	持 参	持 参 先	
	口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
貸主	氏名	
	住所	
管 理 業 者	商号又は名称	
所 在 地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 () 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管 理 担 当 者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

一般借家契約では更新することができます。ただし、貸主の更新拒絶に正当な事由があるときは更新することができません。ー以下余白ー

頭書(9) 特約事項

【債務の担保】

- ・甲は乙の賃料債務等の担保として敷金・保証金の預け入れ及び連帯保証人の設定を免除し、第6条(A)「敷金」、(B)「保証金」、第21条「乙の債務の担保」は全文抹消します。

【駐車場について】

- ・別紙「駐車場案内図」の通り、オレンジ色の線で区切られた駐車スペースの内、事務所の前の4台分に駐車することができます。事務所の賃貸借契約(本契約)と不可分一体であり、駐車場のみ解約することや第三者に転貸することはできません。

- ・駐車場内において生じた事故、物損、盗難、その他の損害については、貸主はその責めを負わないものとします。

- ・本件駐車場に第三者が無断駐車を行い、このために借主の本件駐車場の利用が妨げられた場合でも、貸主はその責めを負わないものとします。

【解約について】

- ・借主が解約を申し出る場合は、3か月前までに書面により貸主に通知するものとします。

- ・貸主は、借主に対し、正当な事由がある場合は契約期間内でも解約申入をすることができ、解約申入から6か月を経過すると契約は終了します。

【その他】

- ・事業活動により生じたごみは、一般廃棄物または産業廃棄物とされ市によって収集されません。一般廃棄物収集運搬業者に委託するなど借主自ら処分をする必要があります。

- ・甲は乙の共益費を免除し、第4条「共益費」は2項を除き抹消します。ー以下余白ー

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

2023年4月27日

甲・貸主	氏名	██████████	██████████ TEL
	住所	██	
	氏名	██████████	██████████
	住所	██	

乙・借主	氏名	齋藤 有紀	██████████ TEL 0747-24-3110 FAX 0747-25-3333
	住所	奈良県五條市住川町220-1 ヒルトップSUGAWA A号室	

丙・連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所		
	極度額		

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地 商号又は名称 代表者の氏名	奈良県橿原市西池尻町352番地の1 ヒロタ建設株式会社 廣田 幹雄	主たる事務所所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
	免許証番号	奈良県知事(9)第2224号	免許証番号	() 第 号
説明をする宅地建物取引士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号		登 録 番 号	第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	ヒロタ建設株式会社 奈良県橿原市西池尻町352番地の1 ヒロタビル TEL 0744-27-3484	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき

- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする

二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承

諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

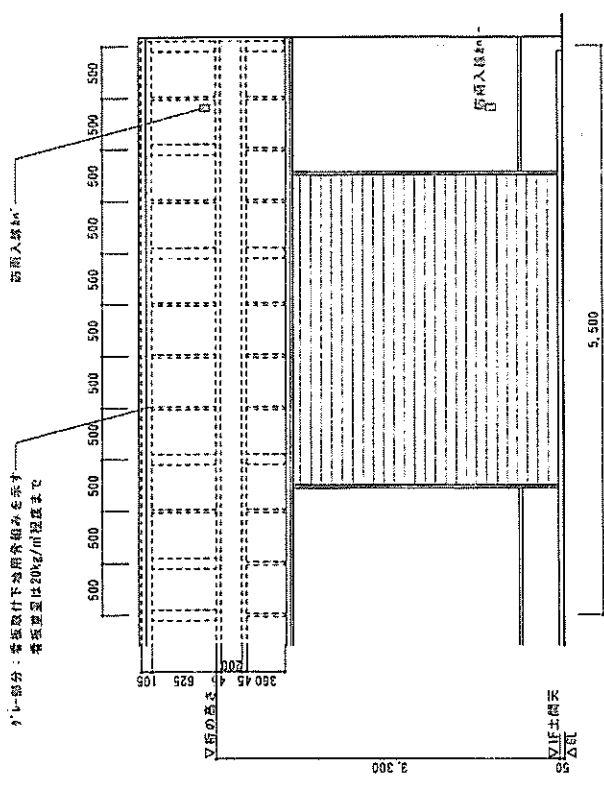
第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。



北立面图

【凡例】

い

13

Abstract

10

● ● ● ● ●

文、

を願ひし事

8は剛り可前

平

年月日 2022/10/22

[illegible]

A-00

R

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 斎藤 有紀

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
② 雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③ 雇用期間	令和6年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理・補助作業等
⑤ 給料（賃金）	80,000 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （ 後援会活動との按分 ） → 按分率 1/2
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☒ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	電話	
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()	
就業場所	奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A.B 号室 (斎藤有紀事務所)	
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務	
就業時間 (休憩時間)	9 : 00 ~ 15 : 00 の間で短時間勤務 (12 : 00 - 13 : 00 休憩)	
休日	<u>土・日・祝日・年末及び年始・お盆</u> その他 (水曜日・臨時)	
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()	
賃金	基本賃金 月給 80,000 円 日給 円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 日) 賃金支払日 (毎月 10 日) 賃金の支払方法 (☐ 現金払い ☒ 振込) 賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険) 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無	
各種社会保険	☒ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
令和 6 年 4 月 1 日		
雇用者 斎藤 有紀		
被雇用者		

政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 斎藤 有紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別		雇入年月日		2023.5.1																
4月											5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賃与1	賃与2	合計	
労働日数	16	16	16	16	16	16	16	15	16	16	15	15	14	16											185
労働時間数	80	80	80	80	80	80	80	75	80	80	80	75	70	80											925
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
基本給	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000											960,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
課税合計	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000											960,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
総支給額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000											960,000
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0
差引支給額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000											960,000
領収印																									



様式 4

労働保険料・一般拠出金納付済証明書

住所（所在地）： 奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A 号室

氏名（名 称）： 斎藤有紀事務所 斎藤 有紀

労働保険番号： 29104004524-000

上記労働保険番号の労働保険料及び一般拠出金については、証明日現在において、
法定納期限到来分まで未納がないことを証明します。

令和 6 年 7 月 5 日

大淀労働基準監督署長

